

# 告 示

## 埼玉県告示第六百六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年六月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヤ大袋店

埼玉県越谷市袋山千四百七十

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 循環型社会形成推進基本法を踏まえ、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、リサイクル関連法令に従い、リサイクルを積極的に推進すること。また、廃棄物については分別を徹底し、法令を遵守して適正に処理・処分すること。
- (2) 埼玉県生活環境保全条例第四十一条に基づき、駐車場の利用者へのアイドリングストップの看板を複数枚掲示すること。
- (3) 出入口②に勾配があることから、注意を促す看板、路面表示の設置を行うこと。

### 二 縦覧期間

平成二十七年六月九日から平成二十七年七月九日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター